

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕十六 略</p> <p>十七 第九十九条に規定する子法人等又は第九十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合</p> <p>〔十八〕二十五 略</p> <p>〔2〕8 略</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第九十六条 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>5 第二項及び前項の規定は、金庫の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第八十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十六 同上</p> <p>十七 第九十九条又は第九十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合</p> <p>〔十八〕二十五 同上</p> <p>〔2〕8 同上</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第九十六条 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>〔項を加える。〕</p>

品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。））、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、適用しない。

6||

一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産（以下この項において「個別資産」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産ごとの信用の供与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定

「項を加える。」

する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める場合は、この限りでない。

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 金庫の同一人(銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第百条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 金庫が、自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。)を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める手段(以下この項において「信用リスク削減手法」という。)を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 金庫の同一人(銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等(金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3||
「略」

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号及び第百一条の二において同じ。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

2||
「同上」

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一|| 当該金庫の子法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二|| 当該金庫の関連法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

<p>(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項) 第百条 「略」</p> <p>2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一 当該金庫について第九十七条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 当該金庫の子法人等について第九十七条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)</p> <p>第百一条の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該金庫又は当該金庫の子法人等をいう。</p>	<p>(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項) 第百条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該金庫について第九十七条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第九十七条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

第〇条 第〇条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第九十六条第六項の規定は、労働金庫については、当分の間、適用しない。